

1 災害時における安否不明者等の氏名等公表に関するガイドライン

○熱海市の土石流災害(R3.7)

- 安否不明者の氏名等公表
- 救助対象者の絞り込み、捜索活動に成果



大規模災害に備え、ガイドライン作成(R3.10)

- ・人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合
(富山県個人情報保護条例 R5.4～個人情報保護法で規定→条例廃止)
- 個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用 **氏名等公表**
- ・人命救助等の緊急時→人命最優先で迅速に公表 救助活動の迅速化
- ※住基台帳の閲覧制限(DV、ストーカー等被害)がある場合は非公表
- ・公表情報①氏名、②住所(大字まで)、③年齢・年代、④性別
- ・役割分担 県:対象者の氏名等をまとめて公表
市町村:住基情報の確認 家族等の意向確認 県への連絡
県警察:人的被害の事実確認

2 防災分野における個人情報の取扱いに関する指針 (R5.3 内閣府)

○国の指針の基本的考え方

- ・人命救助では発災当初の72時間が極めて重要な時間帯
- ・積極的な個人情報の活用(氏名等公表)を検討すべき
- ・個人の権利利益を保護する必要
(DV、ストーカー行為の被害者等に十分な配慮が必要)

○行政機関が個人情報を保有等する場合の原則

- ・特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用提供可
- ・例外的に、法第69条第2項各号の規定に該当する場合に限り可
- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 法令の定める事務等の遂行に必要な限度で内部利用し、相当な理由あり
- ③ 他の行政機関等に提供する場合で、必要な限度で利用し、相当な理由あり
- ④ 統計の作成又は学術研究の目的のため、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由があるとき

3 個別事例について

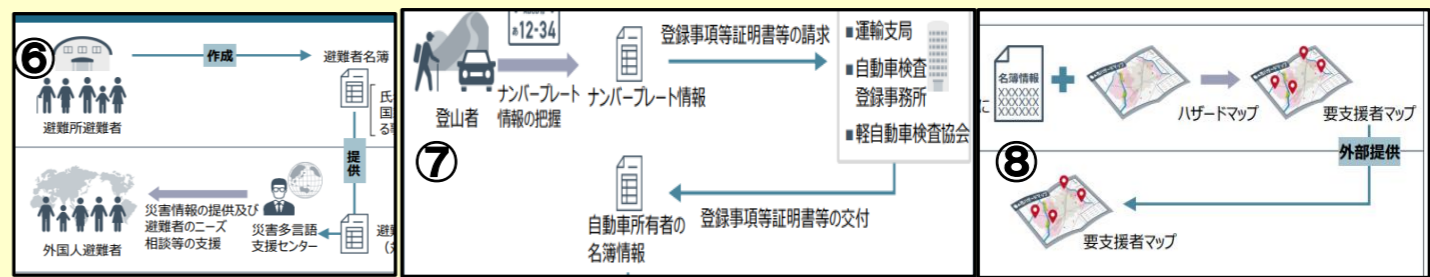
○本人同意を取得できない場合でも 個人情報を提供等できるケース (EX:救助活動、避難誘導、避難指示等の判断等)

① 安否不明者の氏名等の公表

- 救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合、
- 人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、公表を行うことができると判断しうる
(「特別な理由があるとき」法69II四)



- ② 個人が映り込んだ河川カメラの映像を避難誘導のため、警察や消防に提供(法69II三、四)
- ③ 被害状況把握等のため撮影したドローン映像を災害対策本部室のモニターで共有(〃)
- ④ ドローン映像を災害情報共有システムにアップロードして閲覧(〃)
- ⑤ 一時滞在施設(民間)における受入者名簿の市町村への提供(法27I一、二)
- ⑥ 外国人避難者の支援のため、避難者名簿を災害多言語支援センターへ提供(法69II四)
- ⑦ 車のナンバープレートから特定した安否不明者情報の他市町村への提供(法69II三、四)
- ⑧ 災害時にハザードマップに要支援者情報を重ねた要支援者マップの避難支援等関係者への提供(災対法49の11II)



○個人情報提供にあたり、本人の同意を取得する等が前提であるケース

- ① 応急仮設住宅の申込書に記載された個人情報を、生活支援等のため民間事業者へ提供(法69II一、四)
- ② 平常時における避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供(災対法49の11II)

